臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.014

AA_{15} ＝ 0.006

AA_{16} ＝ 0.003

AA_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AA_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01283

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01792

AB_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成13年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{13} ＝ 0.045

AC_{14} ＝ 0.023

AC_{15} ＝ 0.010

AC_{16} ＝ 0.005

AC_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

AC_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019

臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.014

AA_{15} ＝ 0.006

AA_{16} ＝ 0.003

AA_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01286

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01796

AB_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成12年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{12} ＝ 0.065

AC_{13} ＝ 0.049

AC_{14} ＝ 0.023

AC_{15} ＝ 0.010

AC_{16} ＝ 0.005

AC_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

AC_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019